

一般財団法人林原美術館

役員及び評議員に対する報酬等の支給基準規程

第1章 総則

(目的及び意義)

第1条 この規程は、一般財団法人林原美術館（以下「この法人」という。）の定款第12条(評議員)及び第26条(役員)の規定に基づき、一般財団法人林原美術館の役員及び評議員に対する報酬等について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいい、非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (3) 報酬等とは、その名称の如何を問わず、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）第5条第13号に規定する報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、費用とは明確に区別されるものとする。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいい、報酬等と明確に区別されるものとする。

第2章 役員報酬

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、役員等の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員に対する報酬は、年間報酬額を定める場合を含め月額をもって毎月の定まった日に支払うものとし、この法人の職員を兼務している場合は、この法人の職員給与規定に基づき使用人としての給与、通勤手当、期末手当、退職金を職務の割合で算出し、支払うことができる。この場合、役員としての報酬と使用人としての給与は、職務内容に応じて明確に区分して支給するものとする。
- 3 非常勤役員等の報酬は、勤務の態様に応じ、月額又は必要の都度定額をもって支払うことができる。

(役員等の報酬額の決定)

第4条 この法人の常勤役員の報酬額は、評議員会の決議によって定められた総額の範囲内において、別表第1「常勤役員の報酬額」のとおりとする。これを変更する場合も同様とする。

- 2 非常勤役員及び評議員の報酬額は、評議員会の決議によって定められた総額の範囲内において、別表第2「非常勤役員等及び評議員の報酬額」のとおりとする。これを変更する場合も同様とする。

第3章 報酬等の支給

(支給方法)

第5条 前条で決定された金額は、月額をもって支給するものとし、この法人の職員給与規程が規定する給料の支給日に現金又は振込みにより支給する。

(理事会、評議員会及び監事監査)

第6条 理事会及び評議員会に出席した役員（理事長、館長、常勤役員及び職員を兼務する役員を除く。）及び評議員には、報酬等を支給することができる。

2 前項の規定にかかわらず、監事に対し、監事監査を行った場合は報酬等を支給することができる。

3 前2項の報酬は理事会又は評議員会の開催、監事監査の実施の都度、振込みまたは現金で支給する。

第4章 費用

(費用)

第7条 役員等がその職務の執行に当たって支出し、又は負担した費用については、この法人の職員出張旅費規程等に基づき、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。

2 常勤の理事には、その通勤の実態に応じ、この法人の職員通勤手当支給規程に基づき通勤費を支給する。

第5章 公表

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、公益認定法第20条第1項で定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

第6章 規程の変更等

(規程の変更)

第9条 この規程の改正は、評議員会の決議により行うものとする。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

1 この規程は、平成25年11月29日から施行する。

2 設立登記日の属する月から同日以後に最初に開催される評議員会の開催日の属する月までの間、理事会及び評議員会に出席した理事（常勤の理事を除く、監事及び評議員の報酬等）の金額は、第4条の規定にかかわらず、次のとおりとし、施行日以降もこれに従う。

理事会及び評議員会への出席（第6条関係）

評議員 1日当たり 2万円

理事 1日当たり 2万円

監事 1日当たり 2万円

監事監査(第6条関係)

監事 1日当たり 2万円

<注記>当該金額は、源泉徴収所得税額を控除した後の金額とする。

附則

この規程は、令和8年6月11日から施行する。

別表第1 常勤役員の報酬額（第4条関係）

常勤役員一人につき、年額800万円までの範囲内。

<注記>当該金額は、源泉徴収所得税額を控除した後の金額とする。

別表第2 非常勤役員及び評議員の報酬額（第4条・第6条関係）

1 非常勤で理事長職、館長職にある役員一人につき、年額500万円までの範囲内。

2 前項以外の役員、評議員

この法人の理事会及び評議員会、監事監査に出席の都度 一人一律 5万円までの範囲内。

<注記>当該金額は、源泉徴収所得税額を控除した後の金額とする。